

VORTEX®商標使用ガイドライン

村田機械株式会社

弊社との商標使用許諾契約書に基づき VORTEX®商標をご使用される際は、VORTEX®が糸の登録商標であることが明確となる方法でのご使用をお願いします。

弊社は、VORTEX®がお客様の繊維製品の商標であると消費者に誤認されることによって、お客様のブランドが希釈化することを防止したいと考えます。

以下にレイアウト例を列挙します。レイアウト例以外の使用方法をご希望の場合は、弊社までご相談ください。

レイアウト例1：VORTEX®糸 商標を単独で表示する場合

以下の内容をそのままご使用いただいて結構です。

説明文の一部の削除も可能です。

説明文を追加される場合は、事前に弊社までお問合せください。



VORTEX（ボルテックス）は従来の糸と違いエアの旋回流を利用した新しい紡績方法を使用しているため、多くの優れた特長を備えています。

〈特長〉

- ・毛羽が少ない
- ・洗濯に強い
- ・毛玉をおさえる
- ・水を吸いやすい



ボルテックス紡績

VORTEX®は村田機械株式会社の登録商標です。

レイアウト例2：VORTEX®商標とお客様の製品(被服・タオル等)の商標を表示する場合



○○○○®は、製品説明（例：100%の吸汗速乾）の△△△です。

この△△△には、VORTEX®糸が使用されています。

*VORTEX®は、糸についての村田機械株式会社の登録商標です。

△△△△=お客様の製品

○○○○=お客様の製品（被服・タオル等）の商標

以上